

# 改革基本方針の改訂について（（公財）長野県下水道公社）

## 1 改訂内容

（公財）長野県下水道公社においては、市町村から要望があったことを踏まえ、水道事業の持続的な運営を目的として、水道分野の技術支援にも事業を拡大するため改革基本方針を改訂する。

## 2 経過

- 水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設・管路の老朽化の進行や耐震化の遅れ、専門人材の不足など多くの課題に直面しており、県においては、県内水道事業のあるべき姿と実現に向けての具体的方策を示した「長野県水道ビジョン」を平成 29 年 3 月に策定。
- ビジョン策定から 5 年が経過したことから、「水道広域化推進プラン」を包含し、小規模水道等の基盤を強化し、将来にわたり持続的に運営するための公益法人等の組織による技術的な支援の検討等を新たに盛り込んだビジョンの改定を令和 5 年 3 月に実施。
- 長野県市長会・長野県町村会から、長野県知事及び同公社に対し、市町村への水道事業の技術的な支援について、同公社が実施する方向で検討するよう令和 5 年 4 月に要望あり。
- 要望を受け、同公社においては、水道事業における市町村への技術的支援の実施に向けた検討を開始。

（参考）

公益財団法人 長野県下水道公社のホームページ

<https://www.npspc.or.jp/>

変 更 後

\* 令和5年6月上旬改訂（予定）

|                   |  |
|-------------------|--|
| 13（公財）長野県下水道公社    |  |
| 改革方針              | 自立的な運営   |
| 主な見直し・対応予定        | 平成24年度 県流域下水道終末処理場のうち1つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。<br>平成26年度末 県職員派遣を廃止<br>平成27年度 全ての流域下水道終末処理場で本格的に実施<br><b>令和5年度 水道分野に事業拡大</b>   |
| 団体の位置づけ・改革の理由と具体策 | 当社は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務並びに市町村の公共下水道管渠の工事設計・施工監理及び終末処理場の維持管理業務を実施して <b>きた</b> 。<br>終末処理場の維持管理業務については、民間委託業務に係る積算や運転操作の監督（運転操作については再委託）、水質管理等下水道管理者である県や市町村が民間に任せられない業務を代行して <b>きた</b> 。<br>従来公社の管理職ポストの多くを県派遣職員等が占めていたが、プロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくことが必要であることから、公社は「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成26年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立化を図る <b>ってきた</b> 。<br>平成24年度から諏訪湖流域下水道終末処理場における試行を経て、平成27年度からは全ての処理場において、県が直接民間事業者が発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行 <b>っている</b> 。<br><b>このため、県は公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、公社から県に技術移転を進めてきた</b> 。<br>一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、今後とも公社は、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援を継続していく <b>とともに、同様に市町村から要請が強い水道分野の技術支援にも事業を拡大する</b> 。<br>なお、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。 |
| 改革実施による効果         | ・プロパー職員の管理職ポストへの登用<br>・公社内における創意工夫の発揮と団体の自立<br>・専門性を活かした県・市町村への支援の充実<br>・流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減   |
| 改革実施における留意点       | ・流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。<br>・流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。<br>・WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮する。   |

現 行

\* 令和2年2月12日改訂

|                   |   |
|-------------------|---|
| 13（公財）長野県下水道公社    |   |
| 改革方針              | 自立的な運営  |
| 主な見直し・対応予定        | 平成24年度 県流域下水道終末処理場のうち1つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。<br>平成26年度末 県職員派遣を廃止<br>平成27年度 全ての流域下水道終末処理場で本格的に実施  |
| 団体の位置づけ・改革の理由と具体策 | 当社は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務並びに市町村の公共下水道管渠の工事設計・施工監理及び終末処理場の維持管理業務を実施している。<br>終末処理場の維持管理業務については、民間委託業務に係る積算や運転操作の監督（運転操作については再委託）、水質管理等下水道管理者である県や市町村が民間に任せられない業務を代行している。<br>従来公社の管理職ポストの多くを県派遣職員等が占めていたが、プロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくことが必要であることから、公社は「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成26年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立化を図る。<br>さらに、平成24年度から諏訪湖流域下水道終末処理場における試行を経て、平成27年度からは全ての処理場において、県が直接民間事業者が発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行 <b>う</b> 。<br>以上の方針を具現化するため、県は公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、公社から県に技術移転を行う。<br>一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、今後とも公社は、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援を継続していく。<br>なお、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。 |
| 改革実施による効果         | ・プロパー職員の管理職ポストへの登用<br>・公社内における創意工夫の発揮と団体の自立<br>・専門性を活かした県・市町村への支援の充実<br>・流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減  |
| 改革実施における留意点       | ・流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。<br>・流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。<br>・WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮する。  |

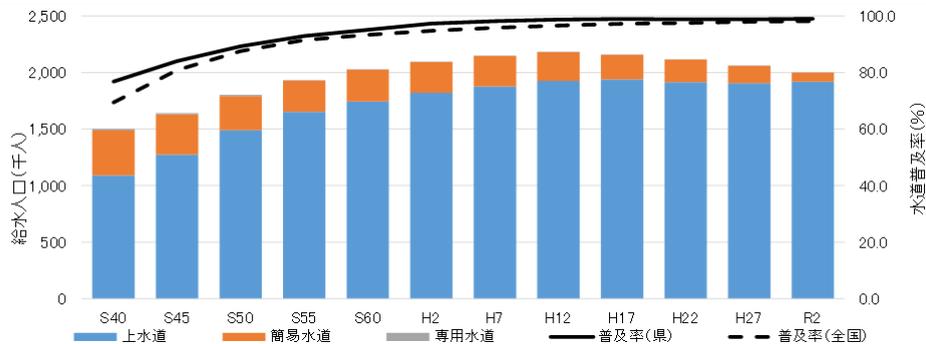
## 長野県水道ビジョンの改定について

### 【策定の背景】

- 水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設・管路の老朽化の進行や耐震化の遅れ、専門人材の不足など多くの課題に直面しており、県内水道事業のあるべき姿と実現に向けての具体的方策を示した「長野県水道ビジョン」を平成29年3月に策定し、各種施策に取り組んできました。
- 令和元年10月に施行された改正水道法では、都道府県に水道事業の基盤強化の有効な方策である広域連携の推進役としての責務が規定され、「水道広域化推進プラン」の策定が要請されました。
- そのため、水道広域化推進プランを包含し、小規模水道の基盤強化策等を新たに規定したビジョンの改定を実施しました。

### 【現状と課題】

- 県内の給水人口は2,002,610人、水道普及率は99.0%
- 給水人口は平成15年度（2,185,213人）をピークに減少傾向

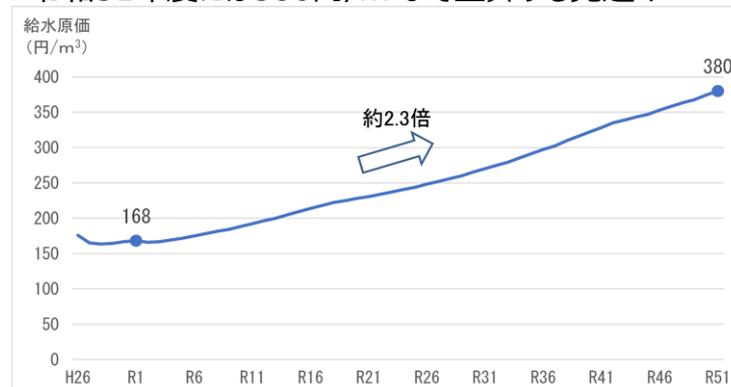


給水人口及び水道普及率の推移

#### 【課題】

- 人口減に伴う水需要の減少による給水収益の減少
- 技術職員の不足等による運営基盤の弱体化

- 令和2年度の県平均の給水原価は166円/m<sup>3</sup>
- 令和51年度には380円/m<sup>3</sup>まで上昇する見込み



公営水道事業者の給水原価の推移及び推計

#### 【課題】

- 給水収益の減少及び更新需要の増加による給水原価の上昇
- 事業者間の水道料金格差の拡大

# 【主な改定内容】

## 1. 水道事業の広域連携

改定ビジョンを、県内水道事業の広域連携の推進方針等を記載した「水道広域化推進プラン」としても位置付け、以下の方向性で今後の検討を進めます。

### 【広域連携の方向性】

- 県内を9圏域（上田・長野を1圏域）に分割し、各種広域連携について検討した結果、いずれも**圏域単位の「事業統合」を目指しつつ**、以下の2つの方策により**段階的に広域連携**を実施することとした。
  - ① **一部の事業者の「事業統合」を先行**して実施し、圏域の中核となる事業者を設立した上で、圏域内の他の事業者との事務の共同化・技術面、人材面での協力や業務受託等の連携を行う。【該当圏域：佐久、上田・長野、上伊那、松本】
  - ② **「事務の共同化」**により、経費の削減、仕様書の共通化・施設等の更新基準の統一・営業業務の共同化等を通じた技術力や専門性を確保する。【該当圏域：諏訪、南信州、木曾、北アルプス、北信】
- 圏域をまたぐ広域連携が有効な場合は、圏域が異なる事業者間における広域連携策についても検討を進める。

## 2. 小規模水道の基盤強化に向けた対応策

小規模水道等の基盤を強化し、将来にわたり持続的に運営するための支援策等を新たにビジョンに盛り込みます。

|           |   |           |   |
|-----------|---|-----------|---|
| <b>全般</b> | ・近隣の上水道事業又は簡易水道事業への統合<br>・給水区域のスリム化（深井戸等による自給体制の確保、運搬給水等）<br>・給水区域外の開発抑制<br>・ニーズを把握した適切なアドバイス | <b>施設</b> | ・設置場所に応じた取水設備や維持管理が簡便な浄水設備の導入<br>・給水規模及び将来予測に基づく、統廃合を含めた施設のダウンサイジング       |
| <b>人材</b> | ・公益法人等の組織による技術的支援の実施を検討<br>・アドバイザー派遣事業の拡充等による人材バンクシステムの構築<br>・技術研修等を通じた職員の育成                  | <b>費用</b> | ・水質検査等の共同委託や薬品の共同購入による効率化<br>・リース契約による設備導入コストの削減<br>・他事業との連携による維持管理コストの削減 |

## 3. 指標及び目標値

施策の進捗状況等を踏まえた目標値の見直しや、広域連携の取組等に係る新たな指標の追加を行います。

| ○主な目標値の見直し | 指標              | 現状値         | 現目標値（年度）    | 新目標値（年度）   |
|------------|-----------------|-------------|-------------|------------|
|            | 公営企業会計の適用率      | 67.5%(2021) | 61%(2020)   | 100%(2023) |
| ○主な追加項目    | 指標              | 現状値（年度）     | 目標値（年度）     |            |
|            | 水道の広域連携に取り組む圏域数 | －           | 全ての圏域(2026) |            |
|            | 水道基盤強化計画※策定圏域数  | －           | 4圏域(2026)   |            |

※ 広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画（水道法第5条の3）